

東京都食品衛生関係許可手数料 ※令和6年4月1日から令和6年5月31日まで適用

1 食品衛生関係

(単位：円)

件名		手数料	既存の事業者が新制度へ移行する際の手数料(注1) (下欄の業種名は改正前の名称)	件名		手数料	既存の事業者が新制度へ移行する際の手数料(注1) (下欄の業種名は改正前の名称)
飲食店営業	新規	18,300	飲食店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、喫茶店営業、魚介類販売業(注2):8,900	みそ又はしょうゆ製造業	新規	21,600	みそ製造業、しょうゆ製造業:14,000
	更新	8,900			更新	14,000	
飲食店営業(移動又は臨時)	新規	6,500	飲食店営業(移動又は臨時)、菓子製造業(移動又は臨時):4,500	酒類製造業	新規	21,600	酒類製造業:14,000
	更新	4,500			更新	14,000	
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	新規	7,200	飲食店営業(自動販売機)、喫茶店営業(自動販売機):5,100	豆腐製造業	新規	21,600	豆腐製造業:14,000
	更新	5,100			更新	14,000	
食肉販売業	新規	15,800	食肉販売業:8,200	納豆製造業	新規	21,600	納豆製造業:14,000
	更新	8,200			更新	14,000	
魚介類販売業	新規	15,800	魚介類販売業:8,200	麺類製造業	新規	21,600	麺類製造業:14,000
	更新	8,200			更新	14,000	
魚介類競り売り営業	新規	25,200	魚介類競り売り営業:16,000	そうざい製造業	新規	25,200	そうざい製造業、飲食店営業、そう菜半製品等製造業:16,000
	更新	16,000			更新	16,000	
集乳業	新規	15,800	集乳業:8,200	複合型そうざい製造業	新規	35,200	該当なし
	更新	8,200			更新	23,300	
乳処理業	新規	25,200	乳処理業、乳酸菌飲料製造業:16,000	冷凍食品製造業	新規	25,200	食品の冷凍又は冷蔵業:16,000
	更新	16,000			更新	16,000	
特別牛乳搾取処理業	新規	25,200	特別牛乳搾取処理業:16,000	複合型冷凍食品製造業	新規	35,200	該当なし
	更新	16,000			更新	23,300	
食肉処理業	新規	25,200	食肉処理業:16,000	漬物製造業	新規	13,200	つけ物製造業:7,800
	更新	16,000			更新	7,800	
食品の放射線照射業	新規	25,200	食品の放射線照射業:16,000	密封包装食品製造業	新規	21,600	ソース類製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、調味料等製造業:14,000
	更新	16,000			更新	14,000	
菓子製造業	新規	21,600	菓子製造業、あん類製造業:14,000	食品の小分け業	新規	21,600	菓子製造業、あん類製造業、乳製品製造業、食肉製品製造業、魚肉練り製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、つけ物製造業、そう菜半製品等製造業、魚介類加工業:14,000
	更新	14,000			更新	14,000	
アイスクリーム類製造業	新規	21,600	アイスクリーム類製造業:14,000	添加物製造業	新規	25,200	添加物製造業:16,000
	更新	14,000			更新	16,000	
乳製品製造業	新規	25,200	乳製品製造業、乳酸菌飲料製造業:16,000	清涼飲料水製造業	新規	25,200	清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業:16,000
	更新	16,000			更新	16,000	
食肉製品製造業	新規	25,200	食肉製品製造業:16,000	水産製品製造業	新規	21,600	魚肉練り製品製造業、魚介類加工業:14,000
	更新	16,000			更新	14,000	
水産製品製造業	新規	21,600	魚肉練り製品製造業、魚介類加工業:14,000	氷雪製造業	新規	25,200	氷雪製造業:16,000
	更新	14,000			更新	16,000	
液卵製造業	新規	13,200	液卵製造業:7,800	食用油脂製造業	新規	25,200	食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業:16,000
	更新	7,800			更新	16,000	
食用油脂製造業	新規	25,200	食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業:16,000	液卵製造業	新規	13,200	液卵製造業:7,800
	更新	16,000			更新	7,800	

(注1) 改正前の食品衛生法又は廃止前の食品製造業等取締条例に基づく営業許可を受けた事業者が当該許可に係る営業を継続するために行う申請が対象。手続き上「新規」として取り扱う。

(注2) 自動車による営業を想定